

議案第22号 説明資料

幕別町プロポーザル審査委員会条例の制定趣旨等

1 制定趣旨

従来から町が発注する委託、賃借、請負その他の随意契約において、その相手方となる候補者をプロポーザル方式により選定しているが、プロポーザル方式を行う委託等は、高度な知識、専門性、経験などが必要であり、提案内容及び業務遂行能力等が最も優れた者（以下「事業者」という。）を選定するにあたり、今後、審査委員会の構成において外部から高度な技術又は専門的な知識を有する者を招聘する必要がある、また、審査を厳正かつ公平に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として審査委員会を設置すべく本条例を制定するものである。

2 プロポーザル方式

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の締結のため、公募又は指名の方法により複数の者から当該随意契約に係る業務の実施に関する企画又は技術に関する提案を求め、これらのうちから事業者を選定する方式をいう。

3 参照法令

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項（抜粋）

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号（抜粋）

地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

4 令和元年度以降のプロポーザル方式による事業者選定業務の事例（カッコ内は選定委員会で事業者を選定した年月）

- (1) 幕別町ごみ収集業務（令和元年11月）
- (2) 幕別町オリンピック展示スペース設営等業務（令和2年1月）
- (3) 明野ヶ丘公園再整備基本計画策定業務（令和2年8月）
- (4) 新型コロナウイルスワクチン接種予約相談受付コールセンター業務（令和3年2月）
- (5) 白銀台スキー場レストラン運営業務（令和3年8月）
- (6) アルコ236及び道の駅・忠類指定管理業務（令和3年10月）